

一審判決も島崎氏証言も無視した大飯原発・審査合格に強く抗議する

2017年5月24日

大飯原発訴訟福井弁護士団 団長 島田 広

本日、原子力規制委員会は、大飯原発3・4号機につき、関西電力の安全対策が新規制基準の審査に合格したとする審査書を決定しました。一言で言えば、今回の規制委員会の判断は、同原発の運転を禁じた福井地裁判決を無視し、島崎証言に示された最新の科学的知見を無視するものであり、司法を極端に軽視し、原発の安全性確保という行政の責任を放棄するものというほかありません。かかる不当な決定に対し、当弁護士団は、満腔の怒りを込めて強く抗議します。

2014年5月21日の大飯原発差止福井訴訟福井地裁判決は、大飯原発の基準地震動は小さすぎることを指摘し、同原発の運転を禁止しました。同判決は、事実上、新規制基準が緩やかに過ぎて、このままでは安全性を保障できないことをも指摘したのです。

控訴審においても、去る4月24日、原子力規制委員会委員長代理を務めた東京大学名誉教授島崎邦彦氏の証人尋問が行われ、4月27日に公表した弁護士団声明でも指摘したとおり、過去の地震記録のない大飯原発について、入倉・三宅式を用いて基準地震動を計算すると著しい過小評価となることが解明されました。

それにもかかわらず、規制委員会は、原判決の指摘も島崎氏の知見も無視しました。同委員会は、「実際に起こった熊本地震本震について震源インバージョン解析を用いて計算した震源断層面積と地震モーメントとの関係は、入倉・三宅式と整合している」旨の4月26日付けの原子力規制庁技術基盤グループの見解を承認していますが、これは、島崎証言が指摘した問題点のすり替えに過ぎません。島崎証言の核心は、「熊本とは異なり実際の地震データがない大飯原発では、震源インバージョンによる震源断層の面積が計算できないため、入倉・三宅式を用いると基準地震動が著しく過小評価される」ということだからです。

規制委員会が安全性確保の責任を放棄する中で、裁判所が人権の最後の砦としての役割を発揮することが強く求められています。私たち弁護士団一同は、最新の科学的知見である島崎証言を踏まえ、今回の安全審査の結果がこれを無視した不当なものであることを裁判所に強く訴え、勝利に向けてたたかい続けます。

以上